

中頓別町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年 5月30日

目 次

I. 始めに	1
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
II-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	3
II-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
II-4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	6
II-5. 対策推進のための役割分担	8
II-6. 行動計画の主要6項目	10
(1) 実施体制	10
(2) サーベイランス・情報収集	11
(3) 情報提供・共有	11
(4) 予防・まん延防止	13
(5) 医療	17
(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保	19
II-7. 発生段階	20
III. 各段階における対策	22
未発生期	22
(1) 実施体制	22
(2) サーベイランス・情報収集	23
(3) 情報提供・共有	23
(4) 予防・まん延防止	24
(5) 医療	26
(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保	28
海外発生期	29
(1) 実施体制	29
(2) サーベイランス・情報収集	30
(3) 情報提供・共有	30
(4) 予防・まん延防	31
(5) 医療	32
(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保	33

国内発生早期	・ ・ ・	3 4
（１）実施体制	・ ・ ・	3 4
（２）サーベイランス・情報収集	・ ・ ・	3 5
（３）情報提供・共有	・ ・ ・	3 5
（４）予防・まん延防止	・ ・ ・	3 6
（５）医療	・ ・ ・	3 8
（６）町民生活及び町民経済の安定の確保	・ ・ ・	3 9
国内感染期	・ ・ ・	4 1
（１）実施体制	・ ・ ・	4 2
（２）サーベイランス・情報収集	・ ・ ・	4 2
（３）情報提供・共有	・ ・ ・	4 3
（４）予防・まん延防止	・ ・ ・	4 3
（５）医療	・ ・ ・	4 5
（６）町民生活及び町民経済の安定の確保	・ ・ ・	4 6
小康期	・ ・ ・	4 9
（１）実施体制	・ ・ ・	4 9
（２）サーベイランス・情報収集	・ ・ ・	4 9
（３）情報提供・共有	・ ・ ・	5 0
（４）予防・まん延防止	・ ・ ・	5 0
（５）医療	・ ・ ・	5 1
（６）町民生活及び町民経済の安定の確保		
（別添）特定接種の対象となる業種・職務について	・ ・ ・ ・ ・	5 2
（参考）国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	・ ・ ・ ・ ・	5 3
（附属資料）		
・用語解説	・ ・ ・ ・ ・	5 6

Ⅰ はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。国では、これらが発生した場合には国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

このため、国では、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定したものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

国では、特措法第6条に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年6月7日、以下「政府行動計画」という。）、また道では、同法7条に基づく「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成25年10月31日、以下「道行動計画」という。）が策定されています。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、また、道行動計画では政府行動計画を基本として、道における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や道が実施する措置等を定めるとともに、市町村が市町村行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示したものとなっています。

こうしたことから、本町においても特措法第8条に基づき、新たに中頓別町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ及びそれと同様の感染力と社会的影響が懸念される感染症の脅威から町民の生命・健康を保護するため、町内において新型インフルエンザ等患者が発生及び流行した場合に備え、国や北海道と連携のもと、本町の実施すべき事項を明らかにし、今後の対応行動を適切に実施していきます。

町行動計画は、政府行動計画及び道行動計画と整合性を保ちつつ、新型インフルエンザ等対策に係る総合的な推進に関する事項、本町が実施すべき措置に関する事項、推進するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項等を掲載します。

また、町行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

なお、町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりとします。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は特措法の対象ではありませんが、政府行動計画及び道行動計画において関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、参考として示していることから、町としても、本行動計画の関連事項として、政府行動計画及び道行動計画に準じ、対策の概要を示しています。

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて改訂する政府行動計画及び道行動計画に対応して、必要な変更を行うこととします。

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

II-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしています。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられ、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要があるとしており、町としても、国、道等と緊密に連携し、国、道と同様に次の2点を主たる目的として対策を進めます。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。
- 2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。
 - ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らします。
 - ・道、市町村、指定地方公共機関ほか関係機関が事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。国としては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立

するとしています。なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国は病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

道では、政府行動計画に即し次のとおり基本的考え方を定めています。町としても、こうした国と道における基本的考え方を踏まえながら、国、道等との連携のもと、本町における新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。

＜道の取組の考え方＞

- 発生前の段階では、水際対策への協力、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの供給体制の整備、道民に対する啓発や道・企業による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。
- 道内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。
- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとします。また、状況の進展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととします。
- 道内で感染が拡大した段階では、道は、国、市町村、事業者等と相互に連携して、医療の確保や道民生活・道民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されます。あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるため、社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められることとなります。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、道は新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行います。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、特措法に基づき、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもち

ろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、道、市町村、指定地方公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

Ⅱ－３．新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、道、他市町村及び指定地方公共機関と新型インフルエンザ等発生に備えるとともに、発生した時には、特措法その他の法令、行動計画等に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に留意します。

１ 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等の実施にお当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

２ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるといものではないことに留意する必要があります。

3 関係機関相互の連携協力の確保

中頓別町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は政府対策本部・北海道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

対策本部相互間において、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要に応じて速やかに所要の総合調整を行うこととします。

4 記録の作成・保存

町は、発生した段階で、対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表することとします。

Ⅱ－４．新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザ発生時の流行規模は、発生した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点でそれを完全に予測することは難しい現状にあります。政府行動計画では、有効な対策を考える上で、被害想定として、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に患者数等の流行規模に関する数値を置いており、これを道及び町の人口比で算出すると、全国、道及び町の被害想定は次のようになります。

- ・全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、全国では約1,300万人～約2,500万人、本道では55万9千人～107万5千人、町では約205人（人口比10.2%）～約393人（人口比19.5%）と推計されます。
- ・入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致死率0.53%とした場合では、入院患者数の上限は全国約53万人・本道約2万3千人・町約8人（人口比0.4%）、死亡者数の上限は全国約17万人・本道約7千人・町約2人となり、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致死率2.0%とした場合では、入院患者数

の上限は全国約200万人・本道8万6千人・町約32人（人口比1.6%）、死亡者数の上限は全国約64万人・本道約2万8千人、町約10人（人口比0.5%）となると推計されます。

- ・全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算すると、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は全国10.1万人（流行発生から5週目）・本道約4千3百人・町約1人（人口比0.08%）、と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は全国39.9万人・全道約1万7千人・町約6人（人口比0.3%）と推計されます。
- ・なお、政府行動計画では、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があるとしています。
- ・また、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととしています。
- ・更に、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところです。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要があります。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定されるとしています。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患します。
- ・罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

Ⅱ－５． 対策推進のための役割分担

対策を推進するため、政府行動計画に基づき、各関係機関は次の役割を担うこととします。

１ 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進めます。

２ 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

【道】

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努めます。

【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ることとします。

なお、保健所設置市については、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、道に準じた役割を果たすことが求められ、道と保健所設置市は、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく必要があります。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めるものとします。

4 指定（地方）公共機関の役割

特措法第2条に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

5 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められます。

道民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

7 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

II-6. 行動計画の主要6項目

本行動計画では、政府行動計画及び道行動計画に合わせ、各段階ごとに、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 町民生活・町民経済の安定の確保」の6つの分野ごとに対策を進めます。各項目毎の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については以下のとおりです。

(1) 実施体制

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるとしています。このため、国、道、市町村、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められるとしていることから、町としても関係機関・団体が一体となった対策を進めるよう努めます。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、新型インフルエンザ等対策本部幹事会の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、庁内関係部局等の連携を確保しながら、庁内が一体となった取組を推進します。さらに、関係部局等においては、道や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

新型インフルエンザ等が発生した場合に、政府対策本部（本部長：内閣総理大臣）、道新型インフルエンザ等対策本部（本部長：北海道知事）設置後は、政府の基本的対処方針に基づき、町内に係る対策を庁内関係部署・関係機関が一体となり、的確かつ迅速に推進するよう努めます。

さらに、国において、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めて特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたときは、道との連携のもと、町としても必要な措置を講ずることとします。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取することとします。

（２）サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要です。

町は、道との連携のもと、政府行動計画に示されている次の考え方にに基づき、必要な協力を行い、新型インフルエンザ等対策に資することとします。

国では、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないが、新感染症が発生した場合は、WHO 等の国際機関と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、国内のサーベイランス体制を構築するとしています。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行います。

道内の患者数が増加した時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、保健所や医療現場の負担も過大となることから、道は入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えます。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用するとともに、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てます。

また、道では、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握するとともに、国がとりまとめた全国データを入手し、関係部局で情報を共有しながら対策に活用するとしています。町は、道等の要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

（３）情報提供・共有

（ア）情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、道、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとる

ため、対策の全ての段階、分野において、国、道、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須です。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する必要があります。

(イ) 情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害のある方など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供に努めます。

(ウ) 発生前における町民への情報提供

町は、道等と連携し、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関する周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらう上で必要です。特に、児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生しやすいなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要です。

(エ) 発生時における町民への情報提供及び共有

① 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行うこととします。

町民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠です。また、提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要であり、また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要があります。町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

媒体の活用に加え、町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、該当放送、旬報、ホームページやSNS等の活用を検討します。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要です。

② 町民の情報収集の利便性向上

政府行動計画では、国は、国民の情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを設置するとしていることから、町としても町民の情報収集の利便性の向上のため、国が設置するサイトを活用します。

(オ) 情報提供体制について

政府行動計画では、情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するとしており、政府対策本部及び厚生労働省における広報担当官を中心としたチームを設置し、コミュニケーション担当者が適時適切に情報を共有するとしており、また、対策の実施主体となる省庁が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、政府対策本部が調整するとしています。町も、道等との連携のもと、国の情報発信に協力するとともに、国が行う情報提供に合わせ、町民に対し、適切な情報提供に努めます。

提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要であり、また、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととします。

(4) 予防・まん延防止

(ア) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながります。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

(イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、道内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請等を行います。

地域対策・職場対策については、道内における発生の初期の段階から、個人における

対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施します。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行います。

そのほか、国では、海外で発生した際には、その状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）、港湾管理者の協力のもと、外国からの船舶入港情報の収集、入国者の検疫強化（隔離・停留等）、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策を実施するとしています。また、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、国内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要であるとしており、町としても、道等との連携のもと、こうした水際対策に協力するとともに、道内での患者発生に備えた体制整備に努めます。

（ウ） 予防接種

i) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があります。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、政府行動計画では新型インフルエンザに限って記載しています。

なお、政府行動計画では新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進することとしており、町としては、こうした研究動向を見極めながら適切に対応していきます。

ii) 特定接種

ii-1) 特定接種について

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
となっています。

国では、特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならないとしています。このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定めるとしています。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとしています。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しませんが、政府行動計画では特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されています。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本としています。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合の接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項については、国の基本的対処方針により決定されるとともに、接種すべきワクチンについても状況に応じて決定されることとなります。

町としては、国が決定した事項を把握するとともに、国や道等と連携し、町職員の対象者に対して接種を行います。

ii-2) 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員及び道内市町村職員については、道又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められます。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とされています。

iii) 住民接種

iii-1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）による予防接種が行われることとなります。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規

定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなります。

政府行動計画では、住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としております。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定するとしています。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本としています。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられますが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、政府行動計画では、以下のような基本的な考え方を踏まえ決定することとしています。

- 1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
 - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
 - ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
- 2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
 - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
- 3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

iii-2) 住民に対する予防接種の接種体制

住民に対する予防接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、町としても接種が円滑に行えるよう道等と連携し接種体制の構築を図ることとします。

iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部において、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定することとされており、町としても、国や道と連携しながら、適切な接種体制の構築に努めます。

v) 医療関係者に対する要請

道では、国と連携し、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）をしております。町は、道等の要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

(5) 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行うとしております。町は、道等の要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

<医療に関する道の対策>

(ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ道民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、道内の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・

効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

（イ）発生前における医療体制の整備について

道は、二次医療圏等の圏域を単位とし、道立保健所を中心として（二次医療圏に保健所設置市がある場合は、当該市と道立保健所が連携して）郡市医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行い、さらに保健所等における帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

（ウ）発生時における医療体制の維持・確保について

新型インフルエンザ等の国内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに、感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、地域においては、感染症病床等の利用計画を事前に策定する。また、国内発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り

分け、医療体制の確保を図る。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域においては、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、道を通じた連携だけではなく、日本医師会・北海道医師会・郡市医師会・学会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

(エ) 医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等を行う。

道は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償を行う。

(オ) 抗インフルエンザウイルス薬等

i) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ① 政府行動計画では、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45% に相当する量を備蓄目標としていることから、道としても国の考え方に合わせ、引き続き、道民の45%に相当する抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄します。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案することとします。
- ② 政府行動計画では、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討するとしていることから、道としても国の検討状況を踏まえ、適切な備蓄を行います。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされています。また、本人の罹患や家族の罹患等により、町民生活及び町民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、政府行動計画では、新型インフルエンザ等発生時に、国民生活及び国民経済への影響を最小限とできるよう、国、地方公共団体、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要であるとしており、国、道等連携して、十分な事前準備が図

られるよう努める。

Ⅱ－７．発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類しています。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしています。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、道では地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で判断することとしています。町は、道の判断を基本に発生段階を定めます。以下に、地域における発生段階を併せて示します。

国、道、市町村、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとします。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要です。

段 階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>道においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内未発生期（道で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・道内発生早期（道で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>道においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内未発生期（道で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・道内発生早期（道で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（道で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。

対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にします。

未発生期

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ国や道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進します。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。
- 3) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国、道との連携強化に努め、継続的な情報収集を行うとともに、国、道が実施する動物のサーベイランスに協力します。

(1) 実施体制

(1)-1 町行動計画等の作成

町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び道行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直します。

(1)-2 体制の整備及び国・道との連携強化

- ① 町は、町における取組体制を整備・強化するために、中頓別町新型インフルエンザ等対策本部幹事会の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた道の業務継

統計画の策定・見直し等を行います。

- ② 町は、国、道、他市町村及び指定地方公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。
- ③ 町は、国、道の支援を得ながら、必要に応じ、自衛隊、警察、消防機関等と連携を進めます。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

町は、国、道、WHO（世界保健機構）等の国際機関等から、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集します。

(2)-2 通常のサーベイランス

町は、道が行うサーベイランス、情報収集に関する対策と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

＜サーベイランス、情報収集に関する道の対策＞

- ・ 国が実施する季節性インフルエンザに係る患者発生動向調査やウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）調査に協力するとともに、道内における患者発生動向やウイルスの性状について把握する。
- ・ インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ・ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。
- ・ 国が実施するインフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査により、国民の免疫の状況に関する情報を把握する。
- ・ 国が実施する鳥類・豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集や国立感染症研究所が実施する分析評価により新型インフルエンザの出現に関する情報把握に努める。

(2)-3 調査研究

町は、必要に応じて、国、道が実施する調査研究に参画するなどして、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に対応できるよう、職員の研修や周辺市町村等との連携等の体制整備に努めます。

(3) 情報提供・共有

町は、発生前から情報収集・提供体制を整備し、国及び道が発信する情報を入手するよう努めます。また、関係部署間で情報共有体制を整備します。

(3)-1 継続的な情報提供

- ① 町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、国、道と連携しながら、町公式ウェブサイト等を利用し、町民に継続的に分かりやすい情報提供を行います。
- ② 町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。

(3)-2 体制整備等

- ① 町は、新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておきます。
- ② 町は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制整備に努めます。
- ③ 町は、常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制の構築に努めます。
- ④ 町は、情報を収集し保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できる体制を整えます。
- ⑤ 町は、国、道からの要請に基づき、相談窓口の設置準備を進めます。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 対策実施のための準備

(4)-1-1個人における対策の普及

- ① 町、学校、事業者は、住民に対しマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。
- ② 町は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図ります。

(4)-1-2地域対策・職場対策の周知

町は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行います。

また、国、道との連携の下、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行います。

(4)-1-3水際対策への協力

町は、国、道が実施する水際対策に協力します。

(4)-1-4調査研究等

公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼びかけなどが想定されます。これらについては、国、道が実施する事業者等の対応方針の検討状況を見極めながら適切に対処します。

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 ワクチンの供給体制の確保

町は、道内におけるワクチンが円滑に流通できる体制の構築を図る道と連携し、これらの情報を積極的に収集する。

(4)-2-2 基準に該当する登録事業者の登録

- ① 道及び町は、国からの要請に基づき、登録事業者に対する登録作業に係る周知等に協力します。
- ② 道及び町は、国からの要請に基づき、国が実施する登録事業者の登録に協力します。

(4)-2-3 接種体制の構築

(4)-2-3-1 特定接種

町は、国、道からの要請に基づき、特定接種に係る接種体制の構築に努めます。

(4)-2-3-2 住民に対する予防接種

- ① 町は、国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図ります。
- ② 町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本町以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要があります。そのため、道、国と連携しながら、必要な技術的支援を受けて行います。
- ③ 町は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、政府行動計画に基づき国が示す接種体制の具体的なモデルを基本に道と連携して準備を進めます。

(4)-2-4 情報提供

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制

・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報提供を行い、国民の理解促進を図るとしており、道と連携し、町民に対し、必要な情報提供に努めます。

(5) 医療

(5)-1 地域医療体制の整備

道では、医療体制の整備に関して次のとおり対策を行います。町は、道等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力します。

<地域医療体制の整備に関する道の対策>

- ① 道は、医療体制の確保について、国から具体的なマニュアル等の提供などの助言等を得ながら、必要な体制整備に努める。(保健福祉部)
- ② 道は、二次医療圏を単位とし、道立保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に努める。
また、二次医療圏に保健所設置市がある場合は、当該保健所設置市と道立保健所が連携・協力して医療体制の整備を進める。(保健福祉部、関係部局)
- ③ 道は、国からの要請を受け、関係機関・団体等との協力を得ながら、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、国との連携の下、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。(保健福祉部、関係部局)

(5)-2 国内感染期に備えた医療の確保

道では、国内感染期に備えた医療の確保に関して次のとおり対策を行います。町は、道等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力します。

<国内感染期に備えた医療の確保に関する道の対策>

- 道は、以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。
- ① 道は、全ての医療機関に対して、地域感染期において極端に増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国から提供されるマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。(保健福祉部)
 - ② 道は、地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関等（国立病院機構の病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。(保健福祉部)
 - ③ 道は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患

者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。（保健福祉部）

- ④ 道は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。（保健福祉部）
- ⑤ 道は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。（保健福祉部）
- ⑥ 道は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。（保健福祉部）

(5)-3 手引き等の策定、研修等

- ① 道では、国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知します。町は、道等からの要請に応じ適宜、協力します。
- ② 道では、国と連携しながら、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行います。町は、道等からの要請に応じ、適宜、協力します。

(5)-4 医療資器材の整備

道では、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の備蓄・整備に努め、また、国の要請に基づき、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう努めます。町は、道等からの要請に応じ適宜、協力します。

(5)-5 検査体制の整備

道では、国からの要請及び技術的支援に基づき、新型インフルエンザ等に対する PCR 検査等を実施する体制を整備します。町は、道等からの要請に応じ、適宜、協力します。

(5)-6 医療機関等への情報提供体制の整備

道では、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備します。町は、道等からの要請に応じ適宜、協力します。

(5)-7 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

道では、国が目標としている国民の45%に相当する量を備蓄するという考え方に合わせ、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案し道民の45%に相当する抗インフルエンザウイルス薬の計画的かつ安定的な備蓄に努めます。町は、道等からの要請に応じ適宜、協力します。

(5)-8 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

道では、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導します。町は、道等からの要請に応じ適宜、協力します。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 業務計画等の策定

道では、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の策定を支援し、その状況を確認します。町は、道等からの要請に応じ適宜、協力します。

(6)-2 物資供給の要請等

道では、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請します。町は、道等からの要請に応じ適宜、協力します。

(6)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

町は、道及び国と連携し、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に係る要援護者の把握とその具体的手続きについて決めておきます。

(6)-4 火葬能力等の把握

道では、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。町は、道等からの要請に応じ適宜、協力します。

(6)-5 物資及び資材の備蓄等

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄または施設及び設備の整備に努めます。

海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的：

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いですが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、国、道と連携しながら強力な措置をとることとします。
- 2) 対策の判断に役立てるため、国、道との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- 3) 国内発生した場合には、道と連携し、早期に発見できるよう国が実施する国内のサーベイランス・情報収集体制の強化に、協力します。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促します。
- 5) 国内発生をできるだけ遅らせるために国、道が実施する検疫等に協力するとともに、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、町民生活及び町民経済の安定のための準備を進め、町内発生に備えた体制整備に努めます。

(1) 実施体制

(1)-1 体制強化等

- ① 町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、中頓別町新型インフルエンザ等対策本部幹事会を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、初動体制等について協議します。
- ② 町は、国において内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部、道において知事を本部長とする道対策本部が設置された場合、町行動計画等に基づく事前準備を行います。
- ③ 国が感染拡大防止対策等に関する基本的処理方針を決定した場合は、町においても、速やかに国の方針に従った対処方針を決定します。

また、国が病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対処方針を変更した場

合も、国に準じ、必要な措置を講じます。

- ④ 町は、海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断し、感染症法等に基づき各種対策を実施することとした場合は、国の対策に準じ必要な措置を講じます。

(2) サーベイランス・情報収集

道では、サーベイランス・情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

<サーベイランス、情報収集に関する道の対策>

1 情報収集

- ① 道は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国等を通じ必要な情報収集に努める。

- ・ 病原体に関する情報
- ・ 疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
- ・ 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

2 サーベイランスの強化等

- ① 道は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- ② 道は、国の対策に準じ、道内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。
- ③ 道は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

3 調査研究

道は、国が実施する国民の各年齢層等における抗体の保有状況の調査など、対策に必要な調査研究等に協力する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 町は、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行います。
- ② 町は、情報の提供にあたっては、情報の集約・整理・一元的な発信に努めるとともに、対策の実施主体となる関係部署が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるように、町対策本部が調整することとします。

(3)-2 情報共有

町は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、対策の理由、プロセス等の共有に努めます。

(3)-3 相談窓口の設置

- ① 町は、道と連携し国の要請に基づき、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国が作成するQ&A等を参考としながら、適切な情報提供に努めます。
- ② 町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映します。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 国内での感染拡大防止策の準備

町は、国、道と連携しながら、町内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進めます。

また、検疫所から提供される入国者等に関する情報の有効活用にも努めます。

(4)-2 感染症危険情報の周知等

町は、海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、国から感染症危険情報が発出されたときは、国、道と連携しながら海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行うとともに、必要に応じ事業者に対し情報提供等を行います。

(4)-3 水際対策

(4)-3-1 検疫への協力

道では、水際対策として国が実施する検疫に協力するとともに、検疫所から情報提供を受けた場合は、必要な調査等を行うなど、道内における予防・まん延措置に努めます。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

(4)-3-2 密入国者対策への協力

道では、発生国からの密入国が予想される場合に国が実施する取締機関相互の連携強化に協力するとともに、密入国者の中に感染者又は感染の疑いのある者がいるとの情報を入手し、又は認めたときは、検疫所等との協力を確保しつつ、必要な感染防止策を講じた上、所要の手続きをとります。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

(4)-4 予防接種

(4)-4-1 ワクチンの供給体制の確保

道では、国からの要請に基づき、道内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築するよう努めます。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

(4)-4-2 接種体制

(4)-4-2-1 特定接種

政府行動計画では、国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定するとしています。

町は、国が実施する特定接種に協力するとともに、国、道等と連携し、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

(4)-4-2-2 住民に対する予防接種

① 政府行動計画では、国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始するとしています。

町は、国、道等と連携して行う接種体制の準備を行います。

② 町は、国からの要請を受けて、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づいて行う具体的な接種体制の構築の準備を行います。

(4)-4-3 モニタリング

道では、国が実施する特定接種を実施した場合の接種実施モニタリングや科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集等に協力します。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

(5) 医療

道では、医療体制の整備に関して次のとおり対策を行います。町は、道等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力します。

<医療に関する道の対策>

1 新型インフルエンザ等の症例定義

道は、新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知する。(保健福祉部)

2 医療体制の整備

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。(保健福祉部)

① 政府行動計画では、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うこととしているた

め、道においても帰国者・接触者外来の整備に努る。

- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、北海道医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制の整備に努める。
- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を道立衛生研究所において、亜型等の同定を行うとともに、国立感染症研究所にその確認を依頼する。

3 帰国者・接触者相談センターの設置

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。(保健福祉部)

- ① 帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

4 医療機関等への情報提供

道は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(保健福祉部)

5 検査体制の整備

道は、国からの技術的支援の下、道立衛生研究所において新型インフルエンザ等に対する PCR等の検査体制を速やかに整備する。(保健福祉部)

6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ① 道は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。(保健福祉部)
- ② 道は、国と連携しながら、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(保健福祉部)
- ③ 道は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(保健福祉部)

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

道では、国が事業者に対して実施する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の実施準備に係る要請に協力し、必要な普及啓発に努めます。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

(6)-2 遺体の火葬・安置

町は、道等からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

国内発生早期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。
 - (道内未発生期)
道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
 - (道内発生早期)
道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

目的：

- 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行います。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国、道等と連携しながら、積極的な感染拡大防止策等を講じます。
- 2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行います。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国、道等から提供される国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供します。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施します。
- 5) 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

(1)-1 基本的対処方針の変更

国内発生早期に移行し、国が国内での感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を変更した場合は、町においても、速やかに国、道の方針に沿った対処方針を決定します。

(1)-2 政府現地対策本部の設置

国、道が町内に現地対策本部を設置したときは、町は当該本部と連携しながら、対策の実施にあたります。

(1)-3 緊急事態宣言の措置

(1)-3-1市町村対策本部の設置

町は、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合は、速やかに町対策本部を設置し、道等と連携・協力しながら、緊急事態に係る対策を実施します。

(2) サーベイランス・情報収集

道では、サーベイランス・情報収集に関して次のとおり対策を行います。町は、道等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力します。

<サーベイランス・情報収集に関する道の対策>

1 情報収集

道は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。(保健福祉部)

2 サーベイランス

① 道は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。(保健福祉部、関係部局)

② 道は、国が実施する新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報の迅速な提供に努める。(保健福祉部)

③ 道は、国等から国内の発生状況の情報を収集し、国と連携しながら、必要な対策を実施する。(保健福祉部)

3 調査研究

① 道は、発生した道内患者について、初期の段階には、国と連携しながら、積極的疫学調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。(保健福祉部)

② 道は、国が実施する新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究と分析を活用し、対策に反映させる。(保健福祉部)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

① 町は、道等と連携して、道内外での発生状況や具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともにできる限りリアルタイムで町民に情報提供します。また、ホームページの内容等について随時更新します。

- ② 町は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。
- ③ 町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映します。

(3)-2 情報共有

町は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行います。

(3)-3 相談窓口等の体制充実・強化

町は、道等からの要請に基づき、相談窓口等の体制の充実・強化に努めます。また、状況の変化に応じた国からのQ&Aの改定版の配布を受け、相談対応に活用します。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 国内での感染拡大防止策

- ① 町は、道等と連携し、地域発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行います。
- ② 町は、道等と連携しながら、業界団体等を経由し、または直接、住民、事業者等に対して次の要請を行います。
- ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
 - ・ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請します。
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染予防策を講ずるよう要請します。
- ③ 町は、道等からの要請に基づき、関係機関と連携しながら、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策が強化されるよう努めます。

(4)-2 水際対策

道では、国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起などの水際対策に引き続き協力します。町は、道等の要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

(4)-3 予防接種（住民接種）

パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要しますが、供給が可能になり次第、町は関係者の協力を得て接種を開始するとともに、国の求めに応じ、接種に関する情報提供を開始します。

(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

道では、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。町は、道等の要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

<緊急事態宣言がされている場合の道の対策>

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、道は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。（保健福祉部）
 - ・ 道は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。政府行動計画では、対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられるとしている。
 - ・ 道は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。道は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
 - ・ 道は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。道は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

道では、道内において、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、国が実施する地域における重点的な感染拡大防止策に協力します。町は、道

等の要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

町は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(5) 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行います。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

<医療に関する道の対策>

1 医療体制の整備

道では、国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

また、国の要請に基づき、患者等が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

2 患者への対応等

① 道は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施するが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

② 道は、国と連携し、必要と判断した場合に、道立衛生研究所において、新型インフルエンザ等の PCR 検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者の PCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。

③ 道は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

3 医療機関等への情報提供

道は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

4 抗インフルエンザウイルス薬

道は、国内感染期に備え、引き続き、国と連携しながら医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

5 医療機関・薬局における警戒活動

医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力する。

6 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

（6）町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

道では、道内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を開始するよう要請します。町は、道等の要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

(6)-2 町民・事業者への呼びかけ

町は、道等と連携し、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

(6)-3-1 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始します。

(6)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である道、町、指定（地方）公共機関等は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

(6)-3-3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状態確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じます。電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染

拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じます。郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講じます。

(6)-3-4 サービス水準に係る町民への呼びかけ

町は、道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、町民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけます。

(6)-3-5 緊急物資の運送等

- ① 道は、緊急の必要がある場合には、国と連携し、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請します。
- ② 道は、緊急の必要がある場合には、国と連携し、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請します。
- ③ ① ② 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、道は、必要に応じ、国と連携しながら指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示します。

(6)-3-6 生活関連物資等の価格の安定等

町は、道等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、道等と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

(6)-3-7 犯罪の予防・取締り

道では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国から道警察に対し、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導等が行われた場合は、これに協力します。町は、道等の要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

国内感染期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

(道内未発生期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(道内発生早期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

(道内感染期)

道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、国、道等と連携しながら、町として実施すべき対策の判断を行います。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめるよう努めます。
- 6) 欠勤者の増大が予測されますが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

(1) 実施体制

(1)-1 基本的対処方針の変更

国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、町においても、速やかに国や道の方針に沿った対処方針を決定します。

(1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

- ① 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに対策本部を設置します。
- ② 町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく道による代行、道又は他の市町村による応援等の措置が行われるよう速やかに要請します。

(2) サーベイランス・情報収集

道では、サーベイランス・情報収集に関して次のとおり対策を行います。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

<サーベイランス・情報収集に関する道の対策>

1 サーベイランス

全国での患者数が数百人程度に増加した段階において、国が新型インフルエンザ等患者等の全数把握について都道府県ごとの対応と決定した際は、当該決定に応じたサーベイランスを実施する。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。

(道内未発生期、道内発生早期における対応)

引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施する。

(道内感染期における対応)

- ① 新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。
- ② 道は、国内の発生状況に関する情報収集を行い、国と連携し、必要な対策を実施する。

2 調査研究

道は、引き続き、国が実施する感染経路や感染力、潜伏期等の情報収集・分析や新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や重症者の症状・治療法と転帰等、対策に必要な調査研究と分析を活用し、対策に反映させる。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 町は、引き続き、道内外の発生状況や具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともにできる限りリアルタイムで町民に情報提供します。また、ホームページの内容等について随時更新します。
- ② 町は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、道内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。また、社会活動の状況についても、情報提供します。
- ③ 町は、引き続き町道民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映します。

(3)-2 情報共有

町は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と対策の的確な状況把握を行います。

(3)-3 相談窓口等の体制充実・強化

町は、国の要請に基づき、相談窓口等を継続します。また、状況の変化に応じた国からのQ & Aの改定版の配布を受け、相談対応に活用します。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 道内でのまん延防止策

- ① 町は、道等と連携しながら、業界団体等を経由し、または直接、住民、事業者等に対して次の要請を行います。
 - ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨します。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
 - ・ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請します。
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請します。
- ② 町は、国、道からの要請に基づき関係機関と連携しながら、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策が引き続き強化されるよう努めます。

- ③ 町は、道等と連携し、医療機関に対し、地域感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国における継続の有無の決定により適切に対応します。
- ④ 町は、地域感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止します。

(4)-2 水際対策

道は、国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起などの水際対策に協力します。町は、道等の要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

(4)-3 予防接種

町は、国の対策に基づき予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。町は、道等の要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

<緊急事態宣言がされている場合の道の対策>

道は、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 道は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・ 道は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。道は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・ 道は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。道は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

政府行動計画では、国は国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、特措法第 46条に基づく住民接種を進めることとしており、町は、道等と連携し必要な協力を行います。

(5) 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行います。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

<医療に関する道の対策>

1 患者への対応等

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。

(道内未発生期、道内発生早期における対応)

- ① 引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等が実施されるよう努める。
- ② 必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。

(道内感染期における対応)

- ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われるよう努める。

また、市町村とともに関係機関と調整の上、病診連携を始め、医療機関の連携を図り、地域全体で医療体制が確保されるよう努める。

- ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
- ④ 関係機関・団体等と調整のうえ、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう努める。

2 医療機関等への情報提供

道は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

道は、国と連携しながら、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握と流通状況

の調査を行い、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を国に依頼する。

4 在宅で療養する患者への支援

道は、市町村が関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合に実施する在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に必要な協力を行う。

5 医療機関・薬局における警戒活動

医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力する。

6 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。
- ② 道は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供するよう努める。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

道では、道内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう要請します。町は、道等の要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

(6)-2 町民・事業者への呼びかけ

町は、道等と連携し、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

(6)-3-1業務の継続等

指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行います。

(6)-3-2電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である道、町、指定（地方）公共機関等は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

(6)-3-3運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じます。電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じます。郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講じます。

(6)-3-4サービス水準に係る町民への呼びかけ

町は、道等と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、町民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけます。

(6)-3-5緊急物資の運送等

道は、緊急の必要がある場合には、国と連携し、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請します。

(6)-3-6物資の売渡しの要請等

- ① 道は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し、物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とします。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用します。
- ② 道は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に

対し特定物資の保管を命じます。

(6)-3-7生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、道等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。
- ② 町は、道等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国と連携しながら、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ③ 道は、米穀、小麦等の供給不足が生じ、又は、生じるおそれがあるときは、国に対し、備蓄している物資の活用の検討について依頼します。
- ④ 町は、道等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講じます。

(6)-3-8新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

町は、国からの要請に基づき実施する在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

(6)-3-9犯罪の予防・取締り

道では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国から道警察に対し、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導等が行われた場合は、これに協力します。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

(6)-3-10埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、道からの要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させます。
- ② 町は、道からの要請に基づき、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。
- ③ 道では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施します。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

目的：

- 1) 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方：

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について道民に情報提供します。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

(1)-1 基本的対処方針の変更

国が小康期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、町においても、速やかに国、道の方針に沿った対処方針を決定します。

(1)-2 緊急事態解除宣言

町は、国が緊急事態解除宣言を行ったときは、対策を見直すなど所要の措置を講じます。

(1)-3 対策の評価・見直し

道は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国が実施する政府行動計画、ガイドライン等の見直しを踏まえ、道の行動計画の見直しを行います。

(1)-4 対策本部の廃止

町は、政府対策本部が廃止された時は、速やかに町対策本部を廃止します。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 サーベイランス

- ① 道では、通常のサーベイランスを継続します。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協

力します。

- ② 道は、再流行を早期に探知するため、国の方針に基づき、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化します。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 町は、道等と連携し、町民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。
- ② 町は、町民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、国や道、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行います。

(3)-2 情報共有

町は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国から第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受けるとともに、現場の状況把握を行います。

(3)-3 相談窓口等の体制の縮小

町は、国の要請に基づき、相談窓口等の体制を縮小します。
また、町はあらかじめ予防接種副反応報告書及び報告基準を町内の医療機関に配布します。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 予防接種

町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

(4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、町は、国及び道と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進めます。

(5) 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行います。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

<医療に関する道の対策>

1 医療体制

道は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

2 抗インフルエンザウイルス薬

① 道は、国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し、周知する。

② 道は、流行の第二波に備え、必要に応じ、国と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

3 緊急事態宣言がされている場合の措置

道は、国の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 町民・事業者への呼びかけ

町は、道等と連携し、必要に応じ、引き続き、町民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

(6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

(6)-2-1業務の再開

① 道では、国が全国の事業者に対して行う業務再開に関する周知に協力し、円滑に事業活動が再開されるよう努めます。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

② 道では、国が指定（地方）公共機関及び登録事業者に対して行う被害状況等の確認要請等に協力するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、国が必要に応じて行う支援に協力します。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

(6)-2-2新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

町、指定地方公共機関は、国、県と連携し、町内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

(別添)

特定接種の対象となる業種・職務について

政府行動計画では、特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されていますが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理しています。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1： 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2： 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3： 民間の登録事業者と同様の職務

※ 詳細については政府行動計画を参照願います。

(参考)

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られており、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はありませんが、政府行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしています。

道でも、本行動計画の関連事項として政府行動計画に準じ、次のとおり対策の概要を示しています。町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

<鳥インフルエンザが人で発症した場合等の道の対策>

(1) 実施体制

(1)-1 体制強化

- ① 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、北海道感染症危機管理対策本部を開催し、国の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定します。

情報の集約・共有・分析にあたっては、北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部が設置されている場合には、所管部局が連携しながら効率的に行います。(保健福祉部、関係部局)

- ② 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOから情報発信が行われた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、道民への情報提供に関する措置について検討します。(保健福祉部、関係部局)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

道は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集します。

情報収集源

- ・国の関係機関（内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等）
- ・国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
- ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・都府県、市町村

(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

道は、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全 数を把握します。(保健福祉部)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国等と連携し、発生状況及び対策について、道民に積極的な情報提供を行います。(保健福祉部、関係部局)

(3)-2 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOから情報発信が行われた場合には、国等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、道民に積極的な情報提供を行います。(保健福祉部、関係部局)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 人への鳥インフルエンザの感染対策

(4)-1-1 水際対策

- ① 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOから情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、道民への注意喚起を行います。(保健福祉部)
- ② 道は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、道内における感染防止に努めます。(保健福祉部)

(4)-1-2 疫学調査、感染対策

- ① 道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施します。(保健福祉部)
- ② 道は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努めます。(保健福祉部)
- ③ 道は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国と連携して、自宅待機を依頼します。(保健福祉部)

(4)-1-3 家きん等への防疫対策

道は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施します。(関係部局)

- ・ 国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行います。(農政部)
- ・ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、道による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請します。(関係部局)
- ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における警戒活動等に協力します。(警察本部)

(5) 医療

(5)-1国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努めます。(保健福祉部)
- ② 道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施します。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう努めます。(保健福祉部)
- ③ 道は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む。)について、入院その他の必要な措置を講じます。(保健福祉部)

(5)-2海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOから情報発信が行われた場合

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知します。(保健福祉部)
- ・ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知します。(保健福祉部)

附属資料

【用語解説】 政府行動計画より

※アイウエオ順

- インフルエンザウイルス
インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

- 家きん
鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。
なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

- 感染症指定医療機関
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。
 - * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
 - * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
 - * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
 - * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

- 感染症病床
病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

- 帰国者・接触者外来
新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の

患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三类感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口 10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生

命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ 致死率（致命率 Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

- 発病率 (Attack Rate)
新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。
- パンデミック
感染症の世界的大流行。
特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
- パンデミックワクチン
新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。
- 病原性
新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。
- プレパンデミックワクチン
新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。
- PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)
DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNAに変換した後に PCRを行う RT-PCRが実施されている。